

第 3 章

不動産に関する権利の 明確化に寄与する

- 1 不動産登記事件数の推移
- 2 土地の表示に関する主な登記事件数の推移
- 3 建物の表示に関する主な登記事件数の推移
- 4 土地家屋調査士とオンライン登記申請
- 5 公共嘱託登記
- 6 登記所備付地図作成作業

1 不動産登記事件数の推移

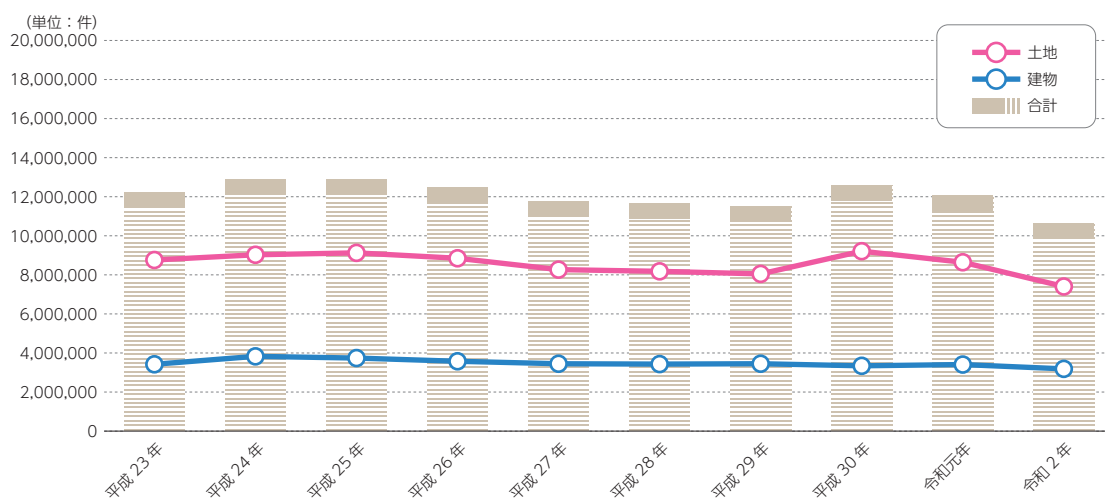
以下のグラフ及び表は、平成23年から令和2年までの不動産登記（表示に関する登記及び権利に関する登記）事件数の10年間の推移である。

土地・建物の事件数について共通して新型コロナウイルス感染症蔓延防止対策に伴う経済活動の低下が登記申請件数に大きく影響し、平成30年から令和元年にかけての消費税増税前駆け込み需要に伴う活発な経済活動から大きく転じる減少傾向となった。

建物の事件数については、令和元年10月1日の消費税増税を境として減少傾向がうかがえる。

また、土地についても令和に入ってから減少傾向にあることから、全体の事件数も同様に減少傾向となっている。

● 不動産登記事件数の推移



(単位：件)

	土地	建物	合計
平成23年	8,781,915	3,428,882	12,210,797
平成24年	9,050,038	3,836,002	12,886,040
平成25年	9,148,462	3,748,720	12,897,182
平成26年	8,870,563	3,583,427	12,453,990
平成27年	8,287,977	3,456,625	11,744,602
平成28年	8,200,517	3,439,101	11,639,618
平成29年	8,068,662	3,457,594	11,526,256
平成30年	9,234,065	3,350,453	12,584,518
令和元年	8,666,364	3,415,453	12,081,817
令和2年	7,421,651	3,194,074	10,615,725

法務省の「登記統計」のデータに基づき作成

「表示に関する登記」と「権利に関する登記」の違い

登記記録は、1筆の土地又は1個の建物ごとに表題部と権利部に区分して作成されています。

・表題部＝「表示に関する登記」
権利の対象である不動産（土地・建物）の物理的状況（所在、地番、地目、地積、種類、構造、床面積等）を公示する登記であり、権利に関する登記の前提となるものです。

・権利部＝「権利に関する登記」
登記された不動産に係る権利の主体、権利の種類、その内容、権利の移転、変更に関する登記です。
土地家屋調査士は、『表示に関する登記』につき必要な土地又は建物の調査、測量、申請手続又は審査請求の手続の代理を主な業としています。

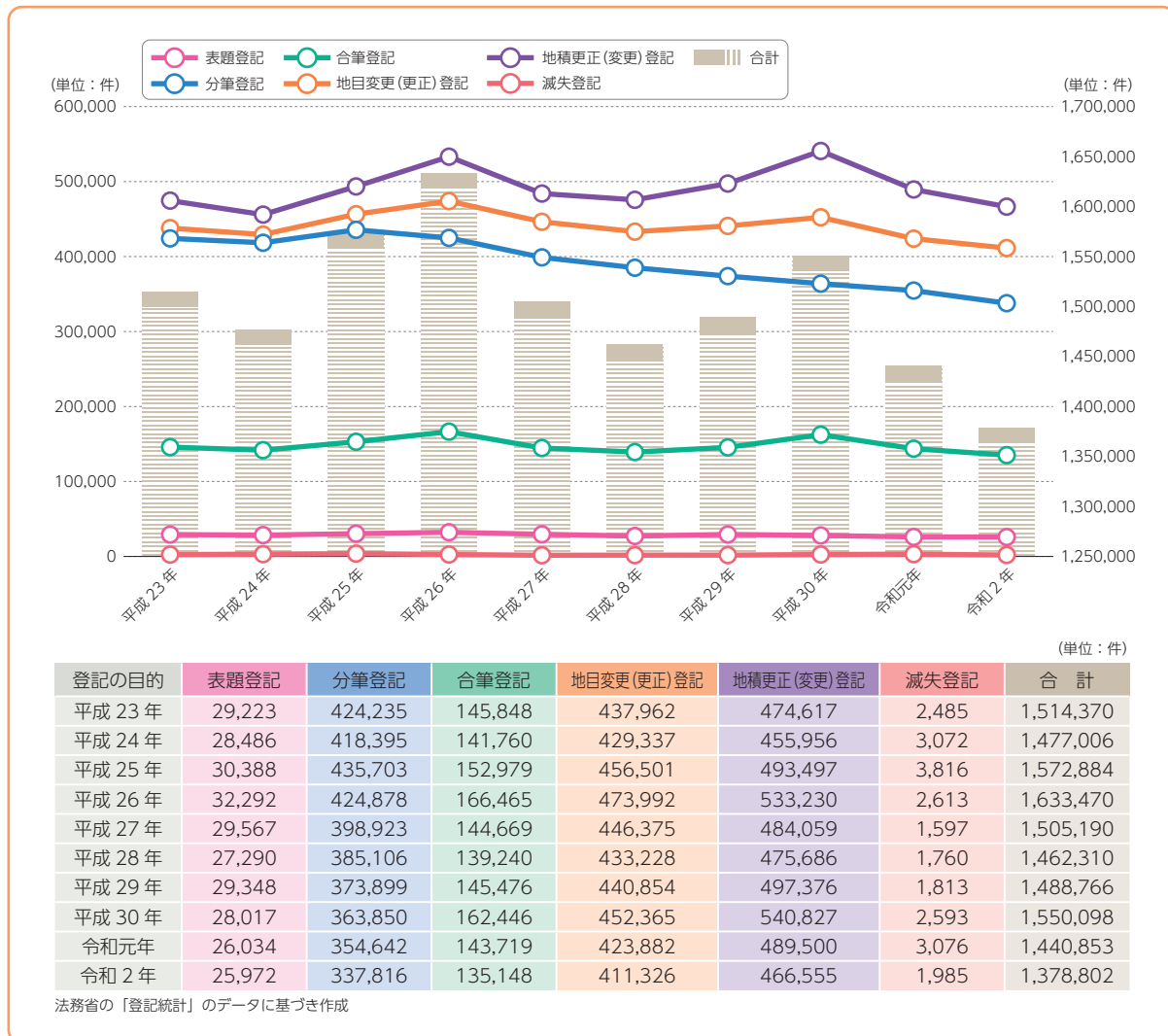
2 土地の表示に関する主な登記事件数の推移

以下のグラフ及び表は、過去 10 年間の土地の表示に関する主な登記事件数の推移である。

登記事件数は、近年 1,500,000 件前後を推移していたが、令和に入りどの項目も若干減少傾向にある。これは令和 2 年初頭から流行した新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会経済活動への影響によるものが多い。これまでの経済ショックは主に需要面においての影響（いわゆる買い控え行動）が顕著であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的影響は需要のみならず供給面に影響を及ぼした。したがって土木・建築の分野においても資材供給不足を初めとした影響が発生したことは否めない。社会インフラ整備に影響を受ける登記申請件数が著しく減少に転じたのはそのためである。

項目では、地積更正（変更）登記の事件数が最も多い。これは、分筆登記の前提としての地積更正（変更）登記が必要であることが原因と考えられる

● 土地の表示に関する主な登記事件数の推移



3 建物の表示に関する主な登記事件数の推移

以下のグラフ及び表は、過去10年間の建物の表示に関する主な登記事件数の推移である。

登記事件数の合計は、この10年間1,000,000件前後で増加と減少を繰り返している。

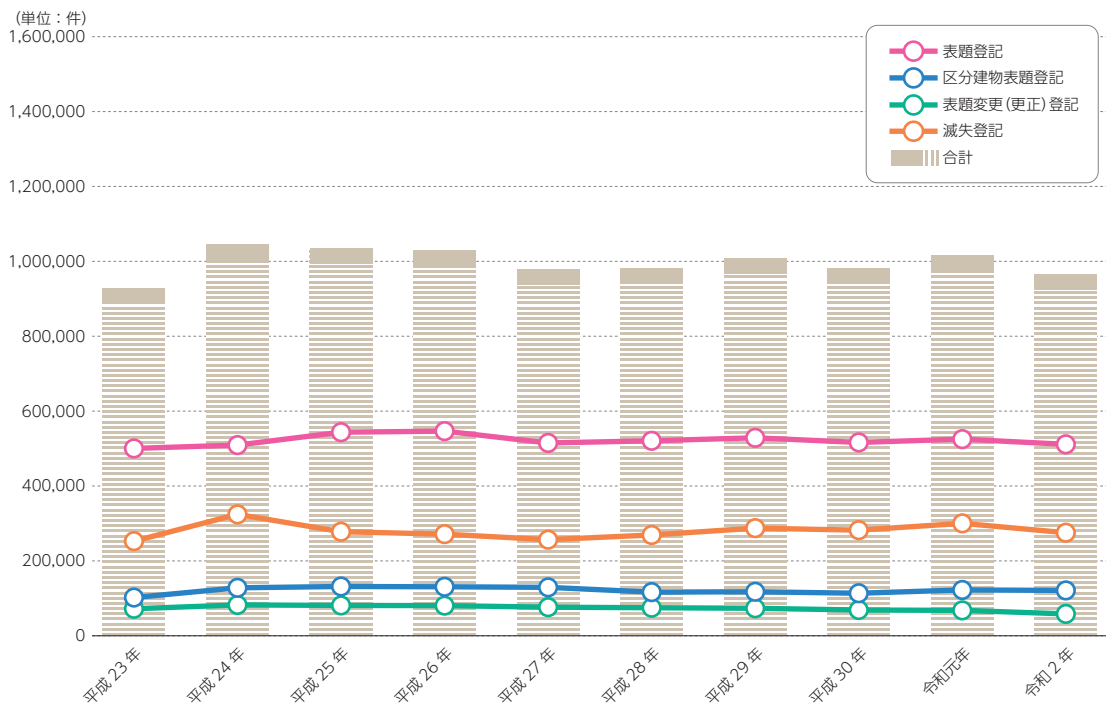
特筆として、平成25年、平成26年の建物表題登記の増加は、平成26年4月1日消費税率が8%に引き上げられたことによる、マイホーム取得が影響していると考えられる。また、平成24年の建物滅失登記の増加は、東日本大震災で倒壊した建物の滅失登記（職権）が要因として考えられる。

各項目の登記事件数を令和元年と令和2年で比較すると、全項目において若干減少した。

建物登記件数は住宅供給、つまり経済活動の影響に直結する。東京2020オリンピックがもたらした建設職人・資材の集中問題や、新型コロナウイルス感染症対策に伴う行動制限もそれほど影響を及ぼしてはいない。区分建物の供給数が一時減少したが、その後の反発が打ち消した格好によるプラスマイナス要因と、テレワーク実施などの働き方の変化がマイホーム需要を喚起し、建物表題登記の件数維持に影響したと見られる。

ただし、人口減少による需要の低下は、マクロ的な件数低下に影響を及ぼしている。

● 建物の表示に関する主な登記事件数の推移



登記の種類	表題登記	区分建物表題登記	表題変更(更正)登記	滅失登記	合計
平成23年	500,314	102,097	72,088	252,729	927,228
平成24年	509,276	128,075	82,410	324,250	1,044,011
平成25年	543,655	131,637	81,042	277,926	1,034,260
平成26年	546,513	130,838	80,559	271,432	1,029,342
平成27年	514,924	129,311	76,339	256,656	977,230
平成28年	520,715	116,546	74,883	269,186	981,330
平成29年	528,691	117,541	73,434	287,395	1,007,061
平成30年	516,334	113,581	68,798	282,051	980,764
令和元年	525,148	122,392	67,843	300,255	1,015,638
令和2年	511,270	121,119	58,419	275,257	966,065

法務省の「登記統計」のデータに基づき作成

4 土地家屋調査士とオンライン登記申請

平成 17 年 3 月 7 日に施行された改正不動産登記法により、登記申請は、従来の登記所への書面持参又は郵送による提出から、オンラインによる方法が原則へと変更された（第 1 項がオンライン、書面は特例）。

以下のグラフ及び表は、平成 19 年から令和 2 年までの不動産登記事務取扱件数、オンライン登記申請件数及び申請率の推移である。不動産登記令附則第 5 条第 1 項の規定による申請（いわゆる特例方式）、登録免許税の軽減措置、そして平成 23 年 2 月に法務省民事局が直接管理する「登記・供託オンライン申請システム」の稼働開始、平成 27 年 6 月 1 日から開始されたオンライン登記申請における法定外添付書類の原本提示省略の取扱い等により、平成 19 年 12 月に 0.04%であったオンライン登記申請率は、平成 30 年に 40%を超えた。

さらに、登記所では、土地家屋調査士等が代理人としてオンライン申請を行い、関係法令の規定に基づき図面や書面等の添付情報を提供する場合、原則として添付情報の基となる書面の提出を求めない取扱いとする「調査士報告方式」の運用が令和元年 11 月 11 日から開始されたこともあり、令和 2 年には 60%近くまで上昇している。

今後ますますオンライン（電子）申請手続の利用促進、更なるオンライン登記申請率の向上が図られ、業務の効率化が期待できる。

※平成 26 年 10 月 30 日から、セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書が発行を開始し、それに伴い、「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局」は平成 27 年 3 月に閉局した。

令和 3 年 11 月末日現在、土地家屋調査士電子証明書を保有している会員は、11,564 名となり、全会員（16,100 名、令和 3 年 10 月 1 日現在）の 70%以上が保有している。

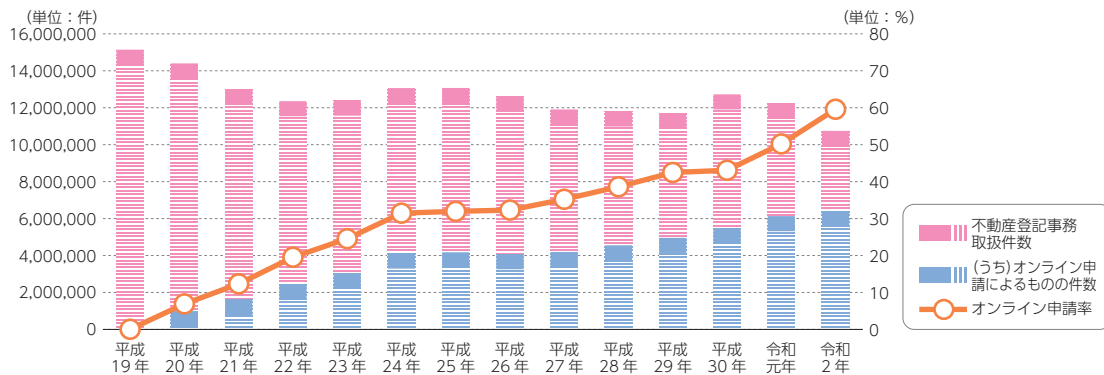
不動産登記法【抜粋】

（申請の方法）

第 18 条 登記の申請は、次に掲げる方法のいずれかにより、不動産を識別するために必要な事項、申請人の氏名又は名称、登記の目的その他の登記の申請に必要な事項として政令で定める情報（以下「申請情報」という。）を登記所に提供してしなければならない。

- 一 法務省令で定めるところにより電子情報処理組織（登記所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と申請人又はその代理人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法
- 二 申請情報を記載した書面（法務省令で定めるところにより申請情報の全部又は一部を記録した磁気ディスクを含む。）を提出する方法

● 不動産登記事務取扱件数、オンライン登記申請件数及び申請率の推移



年 度	不動産登記事務取扱件数	(うち)オンライン申請によるもの件数	オンライン申請率 (%)
平成 19 年	15,142,781	5,496	0.04%
平成 20 年	14,400,712	994,510	6.91%
平成 21 年	12,977,391	1,599,868	12.33%
平成 22 年	12,356,139	2,414,965	19.54%
平成 23 年	12,388,616	3,041,535	24.55%
平成 24 年	13,064,374	4,109,461	31.46%
平成 25 年	13,071,241	4,175,934	31.95%
平成 26 年	12,618,354	4,075,880	32.30%
平成 27 年	11,907,594	4,194,119	35.22%
平成 28 年	11,798,519	4,554,301	38.60%
平成 29 年	11,677,188	4,958,365	42.46%
平成 30 年	12,725,879	5,480,674	43.07%
令和元年	12,220,031	6,134,259	50.20%
令和2年	10,749,253	6,404,746	59.58%

法務省 HP「登記統計」に公開の情報を基に作成

5 公共嘱託登記

かつて、官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）が、その事業に関して登記所に嘱託する登記は、官公署等の担当者による書類の作成のほか、個々の土地家屋調査士に直接請け負わせていた。

これを「公共嘱託登記」と呼び一般の登記と区別している。

昭和 45 年度以降における高度経済成長により、官公署等が公共事業等で道路買収や用地買収などを行う場合、一括大量に不動産登記処理を必要とする公共嘱託登記申請が増加することとなった。

このような状況の中、土地家屋調査士の能力を活用し、公共嘱託登記の適正・迅速・円滑な処理を図る目的で、昭和 60 年の土地家屋調査士法の改正により、法務大臣認可の下、各都道府県に設けられたのが「公共嘱託登記土地家屋調査士協会」（以下「公嘱協会」という。）である。

また、公益法人制度改革関連法の一つとして成立した一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 20 年 12 月 1 日施行）により、各々の「公嘱協会」は公益社団法人又は一般社団法人へと移行した。そのほか、これまでの公嘱協会とは別に一般社団法人として新しい公嘱協会も設立された。その結果、公共嘱託登記を受注する「公嘱協会」は全国的に増加し、この分野を支えている。

以下は、令和 3 年 11 月 1 日現在の、公嘱協会の名称、主たる事務所のある市区町村、成立年月日である。

● 全国の公共嘱託登記土地家屋調査士協会一覧

令和 3 年 11 月 1 日現在

都道府県	名 称	事務所のある市区町村	成立年月日
北海道	公益社団法人 札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会	札幌市中央区	昭和 60 年 12 月 12 日
	一般社団法人 函館公共嘱託登記土地家屋調査士協会	函館市	昭和 60 年 12 月 13 日
	公益社団法人 旭川公共嘱託登記土地家屋調査士協会	旭川市	昭和 60 年 12 月 16 日
	公益社団法人 釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会	釧路市	昭和 60 年 12 月 23 日
青森県	公益社団法人 青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	青森市	昭和 61 年 1 月 13 日
岩手県	公益社団法人 岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	盛岡市	昭和 61 年 1 月 9 日
宮城県	公益社団法人 宮城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	仙台市青葉区	昭和 61 年 1 月 17 日
	一般社団法人 きずな公共嘱託登記土地家屋調査士協会	宮城郡七ヶ浜町	平成 25 年 10 月 21 日
秋田県	公益社団法人 秋田県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	秋田市	昭和 60 年 12 月 19 日
山形県	公益社団法人 山形県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	山形市	昭和 61 年 1 月 31 日
福島県	公益社団法人 福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	福島市	昭和 60 年 12 月 12 日
茨城県	公益社団法人 茨城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	水戸市	昭和 61 年 2 月 18 日
	一般社団法人 みと公共嘱託登記土地家屋調査士協会	水戸市	平成 28 年 6 月 17 日
	一般社団法人 ひたち公共嘱託登記土地家屋調査士協会	日立市	平成 28 年 12 月 19 日
	一般社団法人 しるべ公共嘱託登記土地家屋調査士協会	水戸市	平成 30 年 5 月 1 日
栃木県	公益社団法人 栃木県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	宇都宮市	昭和 61 年 1 月 23 日
	一般社団法人 佐野公共嘱託登記土地家屋調査士協会	佐野市	平成 30 年 6 月 21 日
群馬県	公益社団法人 群馬県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	前橋市	昭和 61 年 2 月 10 日
	一般社団法人 太田公共嘱託登記土地家屋調査士協会	太田市	平成 22 年 4 月 13 日
	一般社団法人 高崎公共嘱託登記土地家屋調査士協会	高崎市	平成 25 年 10 月 2 日
埼玉県	公益社団法人 埼玉県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	さいたま市	昭和 61 年 1 月 17 日
	一般社団法人 和光市公共嘱託登記土地家屋調査士協会	和光市	平成 25 年 4 月 8 日
千葉県	公益社団法人 千葉県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	千葉市中央区	昭和 61 年 1 月 28 日

都道府県	名称	事務所のある市区町村	成立年月日
東京都	一般社団法人 東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会	東京都千代田区	昭和 60 年 12 月 28 日
	一般社団法人 調布市公共嘱託登記土地家屋調査士協会	調布市	平成 24 年 11 月 21 日
神奈川県	公益社団法人 神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	横浜市西区	昭和 61 年 1 月 29 日
	一般社団法人 大和公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大和市	平成 21 年 3 月 11 日
	一般社団法人 海老名公共嘱託登記土地家屋調査士協会	海老名市	平成 21 年 7 月 28 日
	一般社団法人 相模原市公共嘱託登記土地家屋調査士協会	相模原市中央区	平成 22 年 2 月 16 日
	一般社団法人 かんとう公共嘱託登記土地家屋調査士協会	川崎市多摩区	平成 22 年 4 月 15 日
	一般社団法人 横浜市公共嘱託登記土地家屋調査士協会	横浜市神奈川区	平成 22 年 6 月 24 日
	一般社団法人 厚木県央公共嘱託登記土地家屋調査士協会	厚木市	平成 22 年 8 月 11 日
	一般社団法人 横須賀公共嘱託登記土地家屋調査士協会	横須賀市	平成 25 年 5 月 8 日
	一般社団法人 IMI よこはま公共嘱託登記土地家屋調査士協会	横浜市神奈川区	平成 27 年 4 月 1 日
	一般社団法人 ING みなと公共嘱託登記土地家屋調査士協会	横浜市中区	平成 27 年 4 月 1 日
	一般社団法人 湘南公共嘱託登記土地家屋調査士協会	藤沢市	平成 27 年 4 月 1 日
	一般社団法人 うみかぜ公共嘱託登記土地家屋調査士協会	横須賀市	令和 3 年 7 月 27 日
	新潟県	公益社団法人 新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	新潟市中央区
富山県	公益社団法人 富山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	富山市	昭和 61 年 2 月 12 日
石川県	公益社団法人 石川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	金沢市	昭和 61 年 2 月 12 日
福井県	公益社団法人 福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	福井市	昭和 61 年 1 月 14 日
	一般社団法人 福井県第一公共嘱託登記土地家屋調査士協会	越前市	平成 25 年 11 月 12 日
	一般社団法人 新生公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大野市	平成 26 年 4 月 14 日
	一般社団法人 未来公共嘱託登記土地家屋調査士協会	小浜市	平成 29 年 6 月 30 日
山梨県	公益社団法人 山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	甲府市	昭和 61 年 1 月 14 日
長野県	公益社団法人 長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	長野市	昭和 61 年 1 月 4 日
	一般社団法人 すずらん公共嘱託登記土地家屋調査士協会	駒ヶ根市	平成 25 年 1 月 23 日
岐阜県	公益社団法人 岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	岐阜市	昭和 61 年 2 月 13 日
静岡県	公益社団法人 静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	静岡市駿河区	昭和 61 年 1 月 13 日
愛知県	公益社団法人 愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	名古屋市中区	昭和 61 年 1 月 23 日
三重県	公益社団法人 三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	津市	昭和 61 年 1 月 6 日
	一般社団法人 ひかり公共嘱託登記土地家屋調査士協会	松阪市	平成 21 年 12 月 16 日
滋賀県	公益社団法人 滋賀県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大津市	昭和 61 年 1 月 29 日
京都府	公益社団法人 京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会	京都市中京区	昭和 61 年 1 月 29 日
大阪府	公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大阪市中央区	昭和 61 年 1 月 28 日
	一般社団法人 中央公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大阪市中央区	平成 22 年 1 月 25 日
	一般社団法人 北河内公共嘱託登記土地家屋調査士協会	枚方市	平成 22 年 2 月 1 日
	一般社団法人 吹田市公共嘱託登記土地家屋調査士協会	吹田市	平成 22 年 10 月 13 日
	一般社団法人 大阪城北公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大阪市城東区	平成 22 年 4 月 1 日
	一般社団法人 ながた公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大阪市中央区	平成 24 年 1 月 11 日
	一般社団法人 高槻市公共嘱託登記土地家屋調査士協会	高槻市	平成 26 年 5 月 22 日
	一般社団法人 大阪南公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大阪市住吉区	平成 27 年 5 月 1 日
	一般社団法人 みどり公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大阪市西区	令和 2 年 12 月 4 日
兵庫県	公益社団法人 兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	神戸市中央区	昭和 60 年 11 月 5 日
	一般社団法人 しらさぎ公共嘱託登記土地家屋調査士協会	姫路市飾磨区	平成 24 年 1 月 17 日
奈良県	公益社団法人 奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	奈良市	昭和 61 年 1 月 11 日
	一般社団法人 みやこ公共嘱託登記土地家屋調査士協会	生駒市	平成 22 年 9 月 9 日
	一般社団法人 ヤマト公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大和郡山市	平成 23 年 3 月 1 日
	一般社団法人 ふたかみ公共嘱託登記土地家屋調査士協会	香芝市	平成 23 年 7 月 6 日

第3章

不動産に関する権利の明確化に寄与する

都道府県	名称	事務所のある市区町村	成立年月日
和歌山県	公益社団法人 和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	和歌山市	昭和61年 1月17日
鳥取県	公益社団法人 鳥取県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	鳥取市	昭和60年12月19日
島根県	公益社団法人 島根県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	松江市	昭和61年 2月12日
	一般社団法人 いわみ公共嘱託登記土地家屋調査士協会	益田市	平成20年12月 1日
岡山県	公益社団法人 岡山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	岡山市	昭和60年12月21日
広島県	公益社団法人 広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	広島市東区	昭和60年12月20日
	一般社団法人 あさひ公共嘱託登記土地家屋調査士協会	広島市中区	平成21年 1月26日
	一般社団法人 芸備公共嘱託登記土地家屋調査士協会	三次市	平成22年11月22日
山口県	公益社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	山口市	昭和61年 1月14日
徳島県	公益社団法人 徳島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	徳島市	昭和60年12月 7日
	一般社団法人 東四国公共嘱託登記土地家屋調査士協会	阿波市	平成28年 9月12日
	一般社団法人 公共嘱託登記土地家屋調査士協会サムライ	板野郡藍住町	平成28年 9月16日
	一般社団法人 あわ公共嘱託登記土地家屋調査士協会	徳島市	平成29年11月 8日
香川県	公益社団法人 香川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	高松市	昭和60年12月28日
愛媛県	公益社団法人 愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	松山市	昭和61年 1月24日
	一般社団法人 瀬戸内公共嘱託登記土地家屋調査士協会	松山市	平成22年 1月20日
	一般社団法人 四国公共嘱託登記土地家屋調査士協会	松山市	令和 2年 3月 4日
高知県	公益社団法人 高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	高知市	昭和60年12月 5日
福岡県	公益社団法人 福岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	福岡市中央区	昭和60年12月20日
	一般社団法人 福岡市公共嘱託登記土地家屋調査士協会	福岡市中央区	平成25年 3月 5日
佐賀県	公益社団法人 佐賀県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	佐賀市	昭和61年 1月30日
長崎県	公益社団法人 長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	長崎市	昭和61年 1月21日
	一般社団法人 佐世保公共嘱託登記土地家屋調査士協会	佐世保市	令和 2年 1月29日
熊本県	公益社団法人 熊本県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	熊本市中央区	昭和61年 1月23日
大分県	公益社団法人 大分県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	大分市	昭和60年12月27日
宮崎県	公益社団法人 宮崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	宮崎市	昭和61年 2月10日
鹿児島県	公益社団法人 鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	鹿児島市	昭和61年 1月28日
沖縄県	公益社団法人 沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	那覇市	昭和61年 1月31日

6 登記所備付地図作成作業

登記所備付地図とは、不動産登記法第14条第1項の規定に基づき、登記所（法務局）に備え付けられる地図のことであり、これにより、それぞれの土地の位置及び区画（筆界（境界））を明確にすることができる。

なお、登記所備付地図が備え付けられるまでの間、これに代えて、地図に準ずる図面（公図）が備え付けられている（同条第4項）が、地図に準ずる図面（公図）は明治期の地租改正の際に作成されたものが多く、記載された土地の位置及び区画を現地に復元するほどの精度と正確性は有していない。

全国の法務局・地方法務局においては、「民活と各省連携による地籍整備の推進」（平成15年6月26日都市再生本部決定）の方針を踏まえ、全国都市部の人口集中地区（DID）（注1）のうち地図混乱地域（注2）を対象に、登記所備付地図作成作業を計画的に実施しており、公共嘱託登記土地家屋調査士協会をはじめとした土地家屋調査士が作業に従事している。

地価が高額であるなどといった理由により地図の整備が進んでいなかった大都市の枢要部や地方の拠点都市、復興の進展に伴い地図の整備が求められている東日本大震災の被災県において、登記所備付地図の整備の更なる推進を図るため従来の計画を見直している。平成27年度を初年度とする「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」、「大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画」、令和3年度を初年度とする東日本大震災の被災県における「震災復興型登記所備付地図作成作業第3次3か年計画」及び、平成28年熊本地震からの復興のため、熊本県内最大の被災地である上益城郡益城町において、令和2年度を初年度とする「震災復興型登記所備付地図作成作業（平成28年熊本地震）5か年計画」が策定され、作業面積を拡大して実施されている。

なお、登記所備付地図作成作業に係る予算については、平成28年度において約34億円計上されていたが、令和3年度では44億円と年々増加傾向にある。

P74は、令和2年度、令和3年度において登記所備付地図作成作業が実施されている地域の一覧（注3）である。

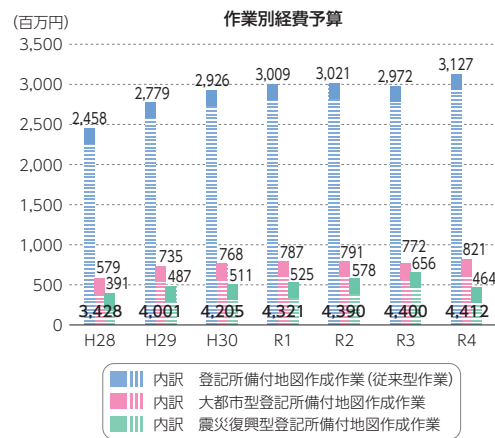
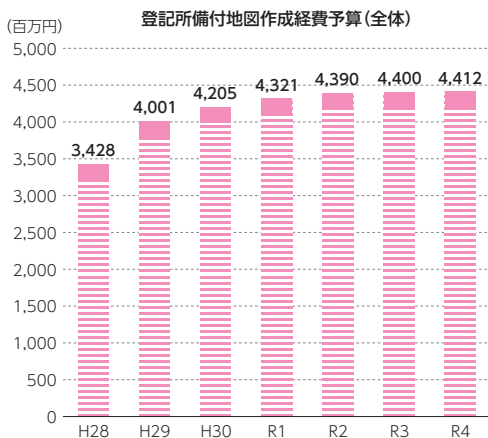
注1：人口集中地区（DID）とは、「国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、1）原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、2）それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する」地域をいう（総務省統計局HP）。

注2：地図混乱地域とは、公図と現地が大きく異なる地域をいい、このような地域では、道路・下水道整備等の社会基盤の整備や担保権の設定等の経済活動が阻害され、開発事業においても、土地の境界確認に膨大な時間を要する等の弊害が生ずるおそれがある（法務省HP）。

注3：法務省HP中の「登記所備付地図整備事業の推進」に掲載の「平成27年度から令和3年度までの間における実施地区」の項目において公開されている以下資料を基に作成。（令和2、3年度分）

- 1 全国の都市部を対象とする登記所備付地図作成作業の実施地区
- 2 大都市の枢要部を対象とする登記所備付地図作成作業の実施地区
- 3 東日本大震災の被災県を対象とする登記所備付地図作成作業の実施地区

● 登記所備付地図作成経費関係予算の近年の推移



不動産登記法【抜粋】

(地図等)

第14条 登記所には、地図及び建物所在図を備え付けるものとする。

2 前項の地図は、一筆又は二筆以上の土地ごとに作成し、各土地の区画を明確にし、地番を表示するものとする。

3 第一項の建物所在図は、一個又は二個以上の建物ごとに作成し、各建物の位置及び家屋番号を表示するものとする。

4 第一項の規定にかかわらず、登記所には、同項の規定により地図が備え付けられるまでの間、これに代えて、地図に準ずる図面を備え付けることができる。

5 前項の地図に準ずる図面は、一筆又は二筆以上の土地ごとに土地の位置、形状及び地番を表示するものとする。

6 第一項の地図及び建物所在図並びに第四項の地図に準ずる図面は、電磁的記録に記録することができる。

○ 登記所備付地図作成作業実施箇所一覧

令和2年度

都道府県	管轄法務局・地方法務局	種別	実施地域
北海道	札幌	大都市型	札幌市中央区創成川南地区
		従来型	札幌市清田区北野第二地区
	函館	従来型	函館市日乃出町ほか
	旭川	従来型	旭川市北星第二地区
青森県	青森	従来型	青森市三内地区
		震災復興型	盛岡市南大通一丁目ほか
岩手県	盛岡	震災復興型	宮古市山口一丁目ほか
宮城県	仙台	震災復興型	石巻市山下・貞山・石巻駅周辺地区
秋田県	秋田	従来型	秋田市寺内油田一丁目ほか
山形県	山形	従来型	山形市鉄砲町一丁目ほか
福島県	福島	震災復興型	相馬市中村一丁目ほか
		震災復興型	いわき市平字一丁目ほか
茨城県	水戸	従来型	龍ヶ崎市小通幸谷町ほか
栃木県	宇都宮	従来型	宇都宮市西一の沢町ほか
群馬県	前橋	従来型	高崎市飯塚町の一部
埼玉県	さいたま	大都市型	所沢市旭町ほか（旭町及び西新井町の全部）
		従来型	さいたま市浦和区瀬ヶ崎一丁目の一部
千葉県	千葉	大都市型	千葉市中央区道場北一丁目ほか
		従来型	千葉市中央区星久喜町ほか
東京都	東京	大都市型	港区三田三丁目ほか
		従来型	江東区北砂五丁目の一部地区
神奈川県	横浜	大都市型	川崎市川崎区殿町一丁目ほか
		従来型	横須賀市平作二丁目ほか
新潟県	新潟	従来型	新潟市西区小針が丘ほか
富山県	富山	従来型	富山市下新北町ほか
石川県	金沢	従来型	白山市美川和波町ほか
福井県	福井	従来型	勝山市本町一丁目ほか
山梨県	甲府	従来型	甲府市岩窪地区
長野県	長野	従来型	長野市吉田五丁目ほか
岐阜県	岐阜	従来型	瑞穂市穂積地区（西部）
静岡県	静岡	従来型	磐田市見付の一部地区

都道府県	管轄法務局・地方法務局	種別	実施地域
愛知県	名古屋	大都市型	名古屋市中村区白子町地区
		従来型	碧南市中町ほか
三重県	津	従来型	津市垂水ほか
滋賀県	大津	従来型	大津市真野二丁目ほか
京都府	京都	大都市型	京都市京都駅南区西2地区
		従来型	京都市右京区嵯峨苅分町地区南
大阪府	大阪	大都市型	茨木市稲葉町ほか
		従来型	枚方市西禁野二丁目ほか
兵庫県	神戸	大都市型	神戸市東灘区魚崎北町一丁目ほか
		従来型	三木市志染町東自由が丘二丁目、三丁目地区
奈良県	奈良	従来型	生駒市軽井沢町ほか
和歌山県	和歌山	従来型	和歌山市紀三井寺ほか
鳥取県	鳥取	従来型	鳥取市卯垣二丁目ほか
島根県	松江	従来型	松江市天神町ほか
岡山県	岡山	従来型	倉敷市福田町古新田ほか（第2期）
広島県	広島	大都市型	広島市南区出汐二丁目ほか
		従来型	広島市中区江波地区
山口県	山口	従来型	下松市望町一丁目ほか
徳島県	徳島	従来型	徳島市住吉一丁目ほか
香川県	高松	大都市型	高松市藤塚町一丁目ほか
		従来型	高松市松島町三丁目
愛媛県	松山	従来型	松山市松末一丁目ほか
高知県	高知	従来型	高知市高須地区及び介良地区
福岡県	福岡	大都市型	福岡市博多区博多駅南三丁目ほか
		従来型	北九州市八幡東区日の出地区
佐賀県	佐賀	従来型	佐賀市城内一丁目ほか
長崎県	長崎	従来型	佐世保市島地町ほか
熊本県	熊本	震災復興型	上益城郡益城町大字広崎
大分県	大分	従来型	大分市古国府地区
宮崎県	宮崎	従来型	宮崎市花ヶ島町、南花ヶ島町
鹿児島県	鹿児島	従来型	鹿児島市与次郎一丁目、二丁目ほか
沖縄県	那覇	従来型	那覇市若狭一丁目、二丁目、三丁目

令和3年度

都道府県	管轄法務局・地方法務局	種別	実施地域
北海道	札幌	大都市型	札幌中央区創成川北地区
		従来型	札幌市清田区北野4条一丁目ほか
	函館	従来型	函館市栄町ほか
	旭川	従来型	北星第三地区
	釧路	従来型	帯広市柏林台
青森県	青森	従来型	弘前市豊原一丁目ほか
岩手県	盛岡	震災復興型	宮古市沢田ほか
		従来型	盛岡市上田堤一丁目ほか

第3章

不動産に関する権利の明確化に寄与する

都道府県	管轄法務局・地方法務局	種別	実施地域
宮城県	仙台	震災復興型	気仙沼市常楽の一部ほか
		従来型	仙台市泉区向陽台一丁目ほか
秋田県	秋田	従来型	秋田市飯島新町一丁目ほか
山形県	山形	従来型	南陽市赤湯ほか
福島県	福島	震災復興型	いわき市勿来町窪田西殿町ほか
		従来型	福島市栄町ほか
茨城県	水戸	従来型	水戸市河和田一丁目ほか
栃木県	宇都宮	従来型	宇都宮市大曾ほか
群馬県	前橋	従来型	高崎市飯塚町の一部
埼玉県	さいたま	大都市型	川口市幸町一丁目ほか
		従来型	狭山市祇園
千葉県	千葉	大都市型	千葉市中央区道場南一丁目ほか
		従来型	習志野市藤崎六丁目
東京都	東京	大都市型	港区高輪三丁目の一部
		従来型	江東区北砂三丁目ほか
神奈川県	横浜	大都市型	川崎市川崎区殿町一丁目ほか
		従来型	横須賀市汐見台二丁目ほか
新潟県	新潟	従来型	新潟市西区青山四丁目ほか
富山県	富山	従来型	富山市松若町ほか
石川県	金沢	従来型	白山市美川神幸町ほか
福井県	福井	従来型	あわら市花乃社一丁目ほか
山梨県	甲府	従来型	中央市東花輪の一部ほか
長野県	長野	従来型	長野市石渡ほか
岐阜県	岐阜	従来型	高山市桐生町地区
静岡県	静岡	従来型	磐田市見付の一部
愛知県	名古屋	大都市型	名古屋市中村区則武
		従来型	碧南市汐田町ほか
三重県	津	従来型	津市藤方ほか
滋賀県	大津	従来型	大津市今堅田一丁目ほか
京都府	京都	大都市型	京都市中京区元本能寺町南地区
		従来型	長岡京市一文橋一丁目の一部ほか
大阪府	大阪	大都市型	堺市北区船堂町地区
		従来型	茨木市北春日丘一丁目ほか
兵庫県	神戸	大都市型	神戸市東灘区魚崎北町五丁目ほか
		従来型	三木市志染町中自由が丘二丁目
奈良県	奈良	従来型	磯城郡田原本町の一部
和歌山県	和歌山	従来型	和歌山市小雑賀一丁目ほか
島根県	松江	従来型	松江市雑賀ほか
岡山県	岡山	従来型	倉敷市福田町古新田の一部
広島県	広島	大都市型	広島市南区西旭町ほか
		従来型	広島市中区江波西一丁目の一部ほか
山口県	山口	従来型	下関市西入江町ほか
徳島県	徳島	従来型	徳島市住吉四丁目ほか

都道府県	管轄法務局・地方法務局	種別	実施地域
香川県	高松	大都市型	高松市花園町二丁目ほか
		従来型	高松市上福岡町ほか
愛媛県	松山	従来型	松山市桑原一丁目ほか
高知県	高知	従来型	高知市棧橋通五丁目ほか
福岡県	福岡	大都市型	福岡市博多区博多駅南四丁目ほか
		従来型	北九州市小倉北区篠崎四丁目ほか
佐賀県	佐賀	従来型	佐賀市鬼丸町ほか
長崎県	長崎	従来型	長崎市古川町ほか
熊本県	熊本	震災復興型	上益城郡益城町古閑ほか
大分県	大分	従来型	大分市豊饒ほか
宮崎県	宮崎	従来型	宮崎市大島町ほか
鹿児島県	鹿児島	従来型	鹿児島市宇宿五丁目ほか
沖縄県	那覇	従来型	那覇市松山一丁目ほか